ID:　92

担当部署:　健康福祉部 こども支援課

処分の概要	資格証の再交付
例規名 根拠条項	十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則　第7条第1項
例規番号	平成17年規則第102号

【基準】

第7条の規定による。

(資格証の再交付)

第7条　受給資格者は、資格証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書(様式第6号)を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2　受給資格者は、資格証を破損し、又は汚損して再交付を受けようとするときは、前項の申請書にその資格証を添付しなければならない。

3　市長は、第1項の規定により再交付する資格証には、再交付の表示をするものとする。

4　受給資格者は、資格証の再交付を受けた後に亡失した従前の資格証を発見したときは、速やかに従前の資格証を市長に返還しなければならない。

標準処理期間	5日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　78
担当部署:　健康福祉部 こども支援課

処分の概要	利用の決定
例規名 根拠条項	十和田市保育の実施に関する規則　第6条
例規番号	平成27年規則第16号

【基準】

第3条及び第6条の規定による。

(保育の実施の制限)

第3条　法第24条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する支給認定子どもについては、保育の実施を制限することができる。

(1)　感染症その他重度の疾患を有する支給認定子ども

(2)　身体が虚弱で保育所における保育が不適当であると認められる支給認定子ども

(3)　他の入所児童に重大な危害を及ぼすおそれがあると認められる支給認定子ども

(利用の決定)

第6条　福祉事務所長は、利用調整を行った結果、利用できる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)があるときは、保育利用決定通知書(様式第2号)により当該支給認定保護者に通知するものとする。

2　福祉事務所長は、利用調整を行った結果、利用できる保育所等がないときは、保育利用保留通知書(様式第3号)により当該支給認定保護者に通知するものとする。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　79
担当部署:　健康福祉部 こども支援課

処分の概要	入所の決定
例規名 根拠条項	十和田市放課後児童健全育成施設条例　第5条第1項
例規番号	平成17年条例第124号

【基準】

第4条及び第5条の規定による。

（入所の資格）

第4条　仲よし会に入所することができる児童は、十和田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年十和田市条例第1号）第2条において引用する放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第5条第1項に規定する要件を満たす児童とする。

（入所の手続等）

第5条　仲よし会に児童を入所させようとする保護者は、市長に申込みをし、その決定を受けなければならない。

2　市長は、規則で定める定員を超える申込みがあった仲よし会があるときは、規則で定める基準により当該仲よし会に入所する児童を決定する。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　81
担当部署:　健康福祉部 こども支援課

処分の概要	受給資格の認定
例規名 根拠条項	十和田市子ども医療費給付条例　第4条第1項
例規番号	平成17年条例第125号

【基準】

第3条及び第4条の規定による。

(給付の要件)

第3条　子ども医療費の給付は、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である子ども(本市に住所を有する子どもに限る。)の保護者に対しこれを行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子ども(第3号及び第4号に掲げる者にあっては、国民健康保険法の被保険者である乳児を除く。)の保護者に対しては、子ども医療費の給付を行わない。

(1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の適用(停止中を除く。)を受けている者

(2)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付を受けている者

(3)　十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成17年十和田市条例第126号)の規定による医療費の給付を受け、又は受けることができる者

(4)　十和田市重度心身障害者医療費助成条例(平成17年十和田市条例第133号)の規定による医療費の助成(同条例第5条第2項の規定による医療費の助成を除く。)を受け、又は受けることができる者

(申請及び認定)

第4条　前条に規定する要件に該当する者は、子ども医療費の給付を受けようとするときは、市長に対し規則で定めるところにより申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2　市長は、前項の規定により認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し子ども医療費を給付する。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID:　82
担当部署:　健康福祉部 こども支援課

処分の概要	子ども医療費の給付
例規名 根拠条項	十和田市子ども医療費給付条例　第7条第1項
例規番号	平成17年条例第125号

【基準】

第6条及び第7条の規定による。

（給付対象額）

第6条　子ども医療費の額は、医療保険各法の規定により算定した療養の給付に要する費用の額から、当該医療保険各法の規定により保険者が当該医療に関し負担すべき額及びその他医療に関する法令等の規定により国又は地方公共団体が負担した額（高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する給付対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費付加給付金がある場合は、その額を含む。）を控除した額とする。

（子ども医療費の給付の方法）

第7条　子ども医療費の給付は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

(1)　青森県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金青森支部を通じて医療機関等に支払う方法

(2)　受給資格者から子ども医療費の給付を受ける権利の委任を受けた医療機関等その他の者に支払う方法

(3)　受給資格者に直接支払う方法

2　前項第1号又は第2号に規定する方法による支払があったときは、当該受給資格者に対する子ども医療費の給付があったものとみなす。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　85
担当部署:　健康福祉部 こども支援課

処分の概要	受給資格証の更新
例規名 根拠条項	十和田市子ども医療費給付条例施行規則　第6条第1項
例規番号	平成17年規則第101号

【基準】

第6条の規定による。

（受給資格証の更新等）

第6条　受給資格者は、受給資格証に記載された有効期限の属する月中に、受給資格証交付（更新）申請書に受給資格証を添えて、受給資格証の更新を申請するものとする。

2　第4条第1項の規定は、受給資格証の更新について準用する。

3　第1項の規定にかかわらず、市長は、給付の要件を市が保有する公簿等で確認することができるときは、第1項の規定による申請があったものとみなす。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日

ID:　86
担当部署:　健康福祉部 こども支援課

処分の概要	受給資格証の再交付
例規名 根拠条項	十和田市子ども医療費給付条例施行規則　第7条第1項
例規番号	平成17年規則第101号

【基準】

第7条の規定による。

(受給資格証の再交付)

第7条　受給資格者は、受給資格証をき損し、摩滅し、又は亡失したときは、子ども医療費受給資格証再交付申請書(様式第5号)を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2　受給資格者は、受給資格証をき損し、又は摩滅したことによって受給資格証の再交付を受けようとするときは、前項の申請書に当該受給資格証を添付しなければならない。

3　市長は、第1項の規定により再交付する受給資格証には、再交付の表示をするものとする。

4　受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた後において亡失した受給資格証を発見したときは、速やかに発見した受給資格証を市長に返納しなければならない。

標準処理期間	5日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　87
担当部署:　健康福祉部 こども支援課

処分の概要	資格証の交付
例規名 根拠条項	十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例　第4条
例規番号	平成17年条例第126号

【基準】

第3条及び第4条の規定による。

(給付対象者)

第3条　この条例により医療費の給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、原則として十和田市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による届出をしている次の各号のいずれかに該当する者であって、かつ、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者とする。

(1)　ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2)　父母のない児童

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の給付の対象としない。

(1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の適用(停止中を除く。)を受けている者

(2)　児童福祉法第27条第1項第3号に掲げる児童福祉施設又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号に規定する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所している者で、医療費についてそれぞれの法律の定めるところにより支給されている者

(3)　里親又は小規模住居型児童養育事業者に委託されている児童

(4)　父、母又は養育者の前年(1月から7月までの間に新たにこの制度の適用を受けようとする場合については前々年をいう。以下同じ。)の所得(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条及び第4条の規定に基づいて算出した額をいう。以下同じ。)が、別表第2(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する養育者にあっては別表第3)に定める額を超える者

(5)　父、母又は養育者と生計を同じくする配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者に、前年の所得が別表第4に定める額を超える者がいる者

(6)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付を受けている者

(資格証)

第4条　市長は、父、母又は養育者に対し、規則で定めるところにより、給付対象者であることを証する資格証を交付する。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 3 月 31 日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　88

担当部署:　健康福祉部 こども支援課

処分の概要	医療費の給付
例規名 根拠条項	十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例　第5条第1項
例規番号	平成17年条例第126号

【基準】

第5条の規定による。

(医療費の給付の方法)

第5条　医療費の給付額は第2条第6項に規定する額とし、その給付は次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

(1)　青森県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金青森支部を通じて病院、診療所又は薬局(以下「医療機関等」という。)に支払う方法

(2)　前条の資格証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)から医療費の給付を受ける権利の委任を受けた医療機関等その他の者に支払う方法

(3)　受給資格者に直接支払う方法

2　前項第1号又は第2号に規定する方法による支払があったときは、当該受給資格者に対する医療費の給付があったものとみなす。

3　給付対象者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その日の翌日から医療費を給付しない。

(1)　第3条第1項の規定に該当しなくなったとき。

(2)　死亡したとき。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	年　　月　　日

ID:　91
担当部署:　健康福祉部 こども支援課

処分の概要	資格証の更新
例規名 根拠条項	十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則　第6条第2項
例規番号	平成17年規則第102号

【基準】

第6条の規定による。

（資格証の更新等）

第6条　資格証は、毎年8月1日に更新する。

2　受給資格者は、毎年7月1日から同月31日までの間に、ひとり親家庭等医療費給付現況届（様式第5号）に第3条第2項各号に掲げる書類及び資格証を添えて市長に提出し、資格証の更新を申請しなければならない。

3　前項の申請の際には、医療保険各法の被保険者若しくは被扶養者であることを証する書類等を提示しなければならない。

4　第4条第1項の規定は、資格証の更新について準用する。

標準処理期間	15日

備考

設定年月日	令和4年3月31日	**最終変更年月日**	令和7年4月1日